（　石井　通春　議員　１－　１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　平成２５年　　月　　日　　　　　時　　分受理 | 受付順位 |  |
| 発言順位 |  |
| **発　　言　　通　　告　　書**　　藤枝市議会議長　　水野　明　様　　　　　　　　　　　　　　　　　藤枝市議会議員　　　１番　石井通春　㊞　　次のとおり通知します。 |
| 発言の種類 | 代表質問　　　一般質問　　　緊急質問 |
| 一般質問方式 | 　再質問以降は（包括・一問一答）方式 |
| １. 標　題 | “ゲリラ豪雨“に対する高洲地区等の水路対策について　　　　　　　　　　　答弁を求める者（　市　長　） |
| 　突発的で局地的大雨や雷をもたらす“ゲリラ豪雨”が今年も発生し、市民に被害をもたらしています。　藤枝市でも７月１７日の夜から１８日の明け方にかけて、２度にわたり大雨洪水警報が発令され、総雨量は市役所で２００ミリ超、時間雨量は青島南公民館で最大７５ミリを観測しました。　この豪雨で河川の氾濫や道路の冠水などの被害が出るだけでなく、高洲をはじめ市内各地にある水路が氾濫し、床下浸水の被害が出ています。　“ゲリラ豪雨”は近年になって大きな問題になっています。かつては考えられなかった雨量を伴う激しい雨が突然襲う事は、これまで数年に一度でしたが昨今は毎年発生しているのです。今年の猛暑は海面温度が高温だったからであり、それによりこれから秋にかけて発生する台風の勢力が強力に成る事も言われております。１７日の豪雨の被害について、私も高洲の住民の方にお話を伺いに行きました。住民は不安におののいています。市の対策はどうなっているでしょうか。1. 民間気象情報会社「ウエザーニュース」によると、ゲリラ豪雨の発生回数が、全国で昨年の２・７倍（７２４回）に上っています。今後も発生する事が大いに考えられますが、７月１７日の豪雨程度の雨量で市内各地どの程度の浸水になるかの把握は出来ているでしょうか。
2. 現在、市内水路による水害常襲地帯が何カ所あり、それに対する解決方法があるでしょうか。
 |

 （　石井　通春　議員　２－１）

|  |  |
| --- | --- |
| ２. 標　題 | 岐路に立つ生活保護　藤枝市はどう向き合うか　　　　　　　　　　　答弁を求める者（　市　長　） |
| 　有名芸能人の親が生活保護を受給していた問題に端を発した異常なバッシングで“最後の砦”である生活保護が重大な局面になっています。　憲法２５条にある「生存権」に準拠している生活保護制度は、国民誰もが無差別平等に受ける権利を有し、国は国民誰もが最低限度の生活を送れるよう保障する責任を負っています。　にもかかわらず国は、相次ぐ労働規制の緩和や中小業者への支援打ち切り、社会保障の負担増と給付減を行い、国民の多くが生活保護に陥る状態を作っておきながら、たった１％にも満たない不正受給を殊更強調して、この８月から保護費の支給額を減額。３年間で平均６・５％、最大で１０％の保護費を削ろうとしています。また、先の国会では廃案になりましたが、扶養義務の調査の明文化、提出書類の厳格化などで、生活保護を受けられないような仕組みを作る法案を秋の臨時国会で提案しようとしています。戦後、半世紀以上にわたって築かれてきた生活保護制度が重大な岐路にたっています。国が決める事とは言え、住民福祉の機関でもあり生活保護の実施機関でもある藤枝市は、この局面でどのように対応していくのでしょうか。1. 憲法２５条で定める「最低限度の生活」とは生活保護法では「健康で文化的な生活水準を維持する事ができるものでなければならない」とされています。

今年度から３年かけて行われる保護費（生活扶助）の削減によって、本市に住む育ちざかりの中学生２人を持つ４０代夫婦４人家族の場合、月額１７万余が３年後には１５万を切る。６０代の夫婦でも、月額約９万８千円が８万４千円となります。これで「健康で文化的な生活水準」と言えると考えていらっしゃいますか？1. 生活保護法２条には「国民誰もが無差別平等」に生活保護を受ける事が出来るとしていますが、これは貧困に至った理由云々ではなく今貧困に陥っている人はまず保護をするという法の原理だと考えますが、いかがでしょうか。
2. 現場で対応しているケースワーカーの人員は、現状の複雑化する状況で足りていると考えているでしょうか。
3. 保護基準額減額は生活保護世帯だけにとどまらず、様々な世帯に影響します。なぜなら保護基準は、住民税非課税や就学援助基準などは生活保護基準である「生存権保障水準」（ナショナルミニマム）に則しているからです。他にも介護、国保の保険料や保育園保育料なども関連していますが、３年後の引き下げ金額の場合で各制度においてどれだけの世帯に、どの位の影響があるのでしょうか。（現段階で判明できる範囲でかまいません）

影響ある世帯には、格段の措置を取るべきだと考えますが、いかがでしょうか。1. 生活保護受給決定までに最低でも１４日かかります。支給日となればその次の月の５日です。その間、数千円しかない相談者も多くいます。つなぎ資金貸付や柔軟な急迫保護の対応が必要だと思いますが、いかがでしょうか。
2. 生活保護から脱する就労支援について、新たな新法制定の流れもありますが、無理のない働き方作り（いわゆる中間的就労）や、居場所つくりなどの取組みで、就職へ向け段階的にステップアップしていく仕組みが求められていると思いますが、いかがでしょうか。
 |

 （※　内容は詳細に記入してください）